

令和8年5月20日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第11条の4第1項の規定に基づき、令和8年度の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので、同条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1	所得割	100分の0.27
2	被保険者均等割	1,072円
3	18歳以上被保険者均等割	56円
4	世帯別平等割	
	条例第11条の4第1項第4号アに掲げる額	1,044円
	条例第11条の4第1項第4号イに掲げる額	522円
	条例第11条の4第1項第4号ウに掲げる額	783円